

第2回 中間市自治会設置検討委員会

開催日時 平成22年2月16日（火）・午後1時30分

開催場所 なかまハーモニーホール・特別会議室

会議資料一式

県内各市コミュニティ組織一覧

市町名	中間市	北九州市	春日市	福津市
人 口	46,164人	981,200人	108,561人	55,936人
世 帯	20,088世帯	472,550世帯	41,796世帯	20,511世帯
自治会等名称	(仮称) 自治会	自治会等	自治会	行政区(区)、自治会
自治会等数	63	2,896	35	92
単位(世帯)	318世帯	163世帯	1,194世帯	223世帯
地域コミュニティ取組の単位	小学校区単位(検討中)	校区コミュニティ	自治会等	校区コミュニティ
推進組織名称	地域まちづくり協議会(仮)	まちづくり協議会	なし	郷づくり推進協議会
設 置 数	6	134	—	8
(単位当たり)	3,348世帯	3,526世帯	—	2,563世帯
補助金名目	・町内会長事務交付金 ・町内会育成費 ・公民館長事務交付金 ・公民館行事補助金 ・公民館連絡協議会補助金	・地域総括補助金制度 ・地域振興補助金	・まちづくり交付金 ・郷づくり推進事業交付金 ・自治会補助金	
自治会組織の 一元化予定	平成21年度 自治会設置検討 平成23年度 委員会で協議 平成23年度 一元化予定	未 定	平成21年度一元化済み	未 定
備 考				

資料1

県内各市コミュ二ティ組織一覧

市町名	福岡市	古賀市	筑後市	八女市
人口	1,440,809人	57,902人	48,513人	42,181人
世帯	690,494世帯	21,439世帯	16,536世帯	14,158世帯
自治会等名称	自治会・町内会	行政区	行政区	行政区
自治会等数	約2,300	45	76	97
単位（世帯）	300世帯	476世帯	217世帯	145世帯
地域コミュニティの単位	校区コムニティ	校区コムニティ	校区コムニティ	校区コムニティ
推進組織名称	校区自治協議会	校区ミニテイ運営協議会	校区コムニティ協議会	校区まちづくり協議会
設置数	145/149校区・地区	6(8)	11	8
(単位当たり)	4,634世帯	2,679世帯	1,503世帯	1,807世帯
	・活力あるまちづくり支援事業補助金 補助金名目	・校区コムニティ支援事業交付金 ・校区まちづくり応援事業交付金 ・整備補助金 ・校区コムニティ交付金	・准備交付金 ・整備補助金 ・まちづくり協議会等運営交付金	・みずから行動する ・まちづくり協議会等運営交付金
自治会組織の一元化予定	未定	未定	未定	未定
備考				

県内各市コミュ二ティ組織一覧

市町名	久留米市	朝倉市	前原市	太宰府市
人口	303,233人	58,723人	69,218人	68,764人
世帯	119,352世帯	19,215世帯	24,115世帯	27,349世帯
自治会等名称	自治会・町内会・区・行政区	行政区	行政区	○○区自治会
自治会等数	648	230	85	44
単位（世帯）	181世帯	83世帯	283世帯	672世帯
地域コミュニティ取組の単位	校区コミュニティ	校区コミュニティ	自治会等	校区コミュニティ 自治会等
推進組織名称	○○校区まちづくり振興会 etc	コミュニティ又は振興会	校区まちづくり推進委員会	校区自治協議会
設置数	27	17	1	6
(単位当たり)	2,810世帯	1,130世帯	—	4,558世帯
補助金名目	・各種補助金は各担当部署が個別に対応	・地域コミュニティ活動助成補助金	・行政区振興費 ・環境美化推進費 ・環境用具整備費 ・敬老会事業費 ・校区まちづくり補助金	・地域運営支援補助金
自治会組織の 一元化予定	未定	未定	平成22年1月に合併した ばかりで未定	コミュニケーションセンターが各校区内に できれば可能
備考				

県内各市コミュニティ組織一覧

市町名	大川市	柳川市	飯塚市	大牟田市
人口	38,759人	73,132人	133,600人	128,128人
世帯	12,587世帯	23,426世帯	53,935世帯	57,133世帯
自治会等名称	行政区	行政区	自治会	町内公民館
自治会等数	50	322	277	235
単位（世帯）	251世帯	72世帯	194世帯	243世帯
地域コミュニティ取組の単位	校区コミュニティ	自治会等	大規模な地域コミュニティ	校区コミュニティ（検討中）
推進組織名称	コミュニティ協議会	—	まちづくり協議会	小学校区単位で検討中
設置数	6	—	0	22
(単位当たり)	2,097世帯	—	—	2,596世帯
補助金名目	・地域づくり活動交付金 ・直接コミュニティ協議会活動費補助 ・講師補助金	・行政区活動助成金	・自治会補助金 ・公民館補助金 ・まちづくり協議会	・公民館等の運営補助金
自治会組織の 一元化予定	未定	未定	未定	未定
備考				

県内各市コミュニティ組織一覧

市町名	みやま市	嘉麻市	宮若市	うきは市
人口	42,442人	44,965人	31,297人	32,892人
世帯	13,311世帯	17,187世帯	11,645世帯	10,113世帯
自治会等名称	行政区	行政区	自治会	行政区
自治会等数	149	112	87	158
単位（世帯）	89世帯	153世帯	133世帯	64世帯
地域コミュニティの単位	校区コミュニティ	自治会等	自治会等	自治会等
推進組織名称	校区まちづくり協議会	—	—	—
設置数	4	—	—	—
(単位当たり)	3,327世帯	—	—	—
補助金名目	・協議会設立準備支援 ・校区ビジョンづくり支援 ・まちづくり活動支援	・嘉麻市市民提案型事業 ・行政協力員手当	・自治会補助金	・自治会長手当
自治会組織の 一元化予定	未定	平成22年度に調査・分析を行い、 その結果取組む予定	未定	現在検討中
備考				

県内各市コミュティ組織一覧

市町名	筑紫野市	小都市	豊前市	岡垣町
人口	99,859人	58,930人	27,975人	32,019人
世帯	38,049世帯	20,063世帯	10,279世帯	11,627世帯
自治会等名称	行政区	行政区	行政区	自治区
自治会等数	82	60	132	54
単位（世帯）	464世帯	334世帯	77世帯	253世帯
地域コミュニティの単位	校区コミュニティ	自治会等	自治会等	小学校区単位
推進組織名称	(仮)地域コミュニティ	—	—	コミュニケーション協議会
設置数	11	—	—	5
(単位当たり)	3,459世帯	—	—	2,325世帯
補助金名目	・行政区長手当 ・代表区長手当 ・公民館長手当 ・地区補助金	・区長給 ・区振興費	・行政区長手当	・自治区長業務委託 ・地域づくり交付金
自治会組織の一元化予定	将来検討	統合の話が、市長との地元懇親会で少し出した程度で、未定である。	統合は数年先。 現状では取り組めていない。	未定
備考				

春日市

総合的な地域支援策（制度改革のあらまし）210401

春日市地域づくり課

1 補助金の一本化について

【一本化の理由】

- ① 現在のひもつき補助金では使途に自由度がなく、地域の特性に合わせた運用が難しい
- ② 一件毎に申請、報告が必要であり、手続きが煩雑である。

【内容】

平成 21 年度から「まちづくり交付金」として①及び②を一括交付する

- ① 一本化して交付する補助金⇒運営交付金
 - ・ 地区祭運営補助金（地域づくり課）
 - ・ 広報事務取扱い補助金（地域づくり課）
 - ・ 地区公民館運営補助金（社会教育課）
 - ・ 地区公民館体育振興補助金（スポーツ課）
 - ・ 老人憩いの部屋運営補助金（高齢課）
- ② 地区世話人等の報酬相当額を交付⇒管理交付金
 - ・ 地区世話人報酬相当額（平成 21 年度～）
 - ・ 生涯学習推進委員報酬相当額（平成 21 年度～）
 - ・ 環境推進員報酬相当額（平成 22 年度～）
- ③ 今後一本化に向けた検討を行う補助金等
 - ・ 防犯灯補助金（地域づくり課）
 - ・ 公園愛護謝金（都市計画課）
 - ・ 子ども会活動助成金（社会教育課）
- ④ 現時点で一本化の対象としない補助金等
 - ・ 地域福祉推進補助金（社会福祉協議会）窓口：福祉計画課
 - ・ 老人クラブ助成金（健康課）※平成 21 年度から高齢課所管の予定
 - ・ 市報かすが配達業務委託費（情報政策課）

【効果】

- ① 各自治会毎に、地域の特性に合わせた使い方が可能になる
- ② 役員等報酬・手当の原資が確保できる

2 地区世話人制度の廃止と報酬等の補助金化

【地区世話人制度とは？】

- ① 昭和 49 年に創設された行政地区単位に配置された非常勤特別職の公務員（地区世話人規則）で、現在 35 名に委嘱している
- ② 職務は、広報、保健、環境、福祉、安全、コミュニティづくりに関する事務を行うこととされている

③ 現在の地区世話人　　自治会長である

【廃止の理由】

- ① 地区世話人の業務は、現在実質的に自治会長及び自治会が行っている
- ② 公民館長をはじめ、他の役員との報酬格差が、地域活動に対する公平な人間関係構築を阻害している一面がある

【廃止に伴う手続き】

- ① 非常勤特別職の報酬に関する条例の一部改正
- ② 地区世話人規則の廃止

【廃止後の手立て】

- ① 地区世話人の報酬相当額を、まちづくり交付金として自治会に交付
- ② 自治会を支援するための規則を設置

【関連事項】※市が委嘱する非常勤特別職の廃止

- ① 生涯学習推進委員規則の廃止（平成21年度）
- ② 環境推進員設置要綱の廃止（平成22年度）

※ 生涯学習推進委員と環境推進員制度について

- ・ 生涯学習推進委員設置規則（平成8年設置）35人に委嘱
- ・ 環境推進員設置要綱（平成7年設置）96人に委嘱
- ・ なお、現環境推進員は今後各自治会の環境部に属し、現在と同じ任務を遂行することを想定している

- ③ 地区世話人及び生涯学習推進委員に支払っていた費用弁償相当額を自治会連合会補助金として交付（22年度からは環境推進員分も）

【効果】

- ① 自治会長とその他役員の、業務と報酬の再配分が進み、格差による弊害が除かれる
- ② 自治会内に行政委嘱の特別職がなくなることにより、理論的行政と自治会が対等の関係に近づく

3 地域組織の一元化

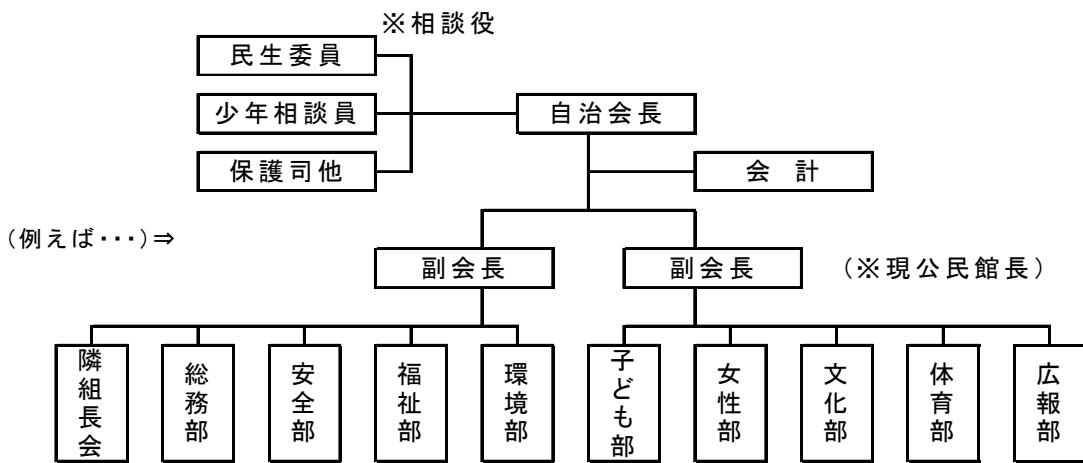
【理由】

- ① 自治会は市長部局、公民館は教育委員会部局が所管する組織で、行政組織の縦割りの中で生まれた（地域の必要性があつて出来たものではない）
- ② 地域組織が二層構造であり続けなければならない理由がない
- ③ 二層構造による弊害が生じている地区がある（組織間対立など）
- ④ 地域住民に誤解や疑問がある

【モデル組織図】

モデル自治組織（名称等はあくまでも例示）

※ 考えられる部会を列挙しているので、自治会規模に応じて部会の合体や副会長一人制なども考えられる



【手続き】

- ① 統合の時期、やり方については各自治会に一任するが、行政としては出切るだけ早い時期に完了してもらいたいと考えている

【関連事項】

- ① モデル自治会規約及び関係規程の提示（平成20年9月に提示）
- ② 必要に応じた個別説明等による統合の支援

【効果】

- ① 自治会及び公民館の二層構造による弊害がなくなる
- ② 住民自治活動をひとつの自治組織が担ため、住民にとって解りやすい形となる

【統合に伴う手続き】

- ① 地区公民館に関する事務を地域づくり課に移管（平成21年度から）

4 行政と自治会の協働について

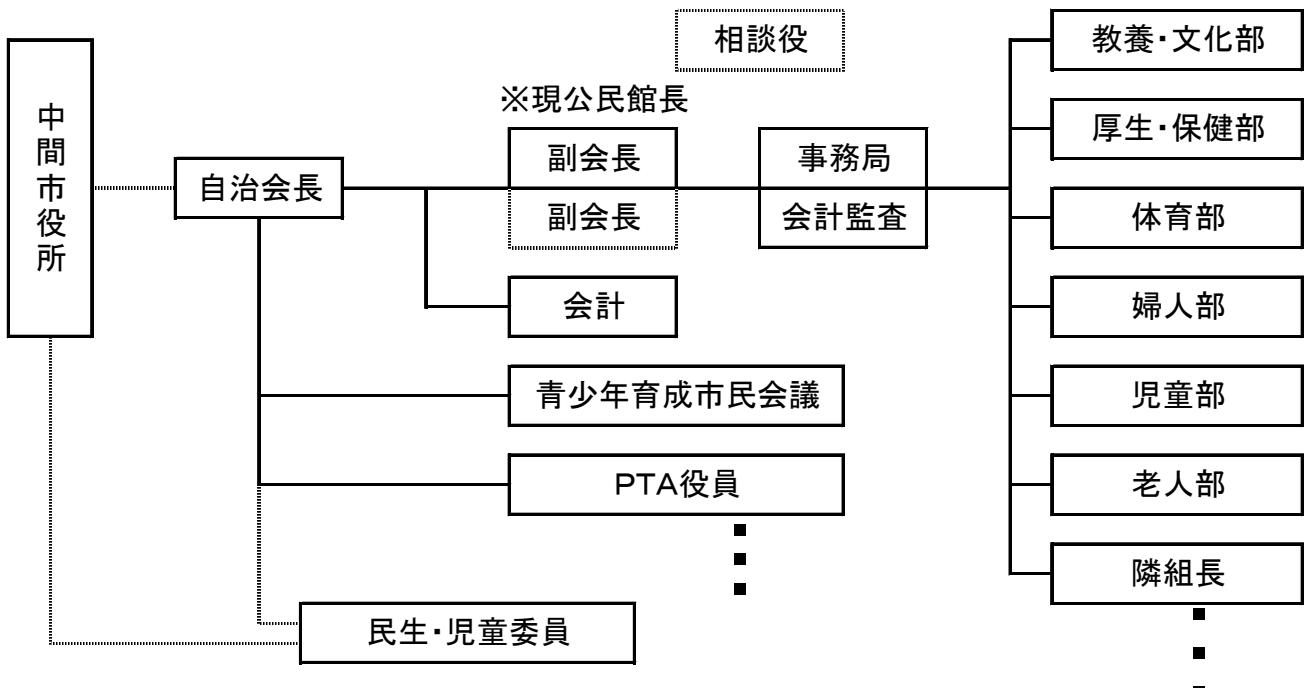
① 協働とは

- ・ 一般論ではあるが、公益活動団体（自治会、アソシエーション、P T A、社協、N P O等）と行政が、共通する公益上の問題（少子化、高齢化、環境悪化、犯罪増加等）、また地域的な問題（道路狭隘、交通量が多い、公園が少ない等）の解決を図り、又は社会的目的の実現（住民が「住んで良かった」と実感できるまちをつくること等）のために協力し、協調し、又は役割を分担すること。
- ・ 今後更に自治会と行政の協働を推進することが求められている。

② 春日市における自治会との協働

- ・ コミュニティ組織として自治会は行政にとって極めて重要な存在
- ・ 自立した自治組織づくり支援（地域計画策定の支援等）
- ・ 今後結成される自治会連合会との連携 ⇒別資料参照

(仮称) 自治会の事務局案



(1) 役員構成

- 自治会長 1名（行政との連絡調整・情報交換）
- 副会長＝公民館長は少なくとも 1名
(副会長は自治会長と兼任しない。地域文化・福祉拠点として町内公民館の運営)

(2) 新制度移行時期

- 町内会・公民館年次総会（平成23年3月）までに規約改正手続きが必要。
- ① 9月（年度前半）までに新制度施行【行政側】
 - ② 移行期間半年のうちに臨時総会か早期の年次総会（平成23年3月）で承認
【自治会側】

※モデル地区（校区）設立も平成23年4月～24年3月となります。

○○自治会規約（案）

第1章 総則

（名称及び区域）

第1条 本団体は、○○自治会（以下「本会」という。）と称し、その区域は、中間市行政区の設置及び事務交付金等の取り扱いに関する要綱（平成 14 年 4 月 1 日要綱一改正予定）第2条第1項の規定による。

（会員）

第2条 本会の会員（以下「会員」という。）は、○○に居住する者の世帯及び事業所並びにこれに準ずるものをもって構成する。

ただし、事業所は賛助会員とし議決権は有しない。

（事務所）

第3条 本会の事務所は、○○公民館に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、会員相互および本会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、生活環境の整備や地域の安全活動に努め、行政との協議・協力を進めつつ、会員が安心して暮らせる明るく住みよい地域づくりを行い、もって広域的にまちづくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民協働によるまちづくりの推進（校区コミュニティの形成）に関すること。
- (2) 専門部活動に関すること。
- (3) 本会内外の各種団体との連絡調整に関すること。
- (4) 行政情報の活用および行政との連絡調整に関すること。
- (5) 所有する資産または受託した施設等の管理に関すること。
- (6) 会員相互の親睦に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 役員等

（役員の名称及び員数）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名（地区によって、公民館担当副会長 1 名、事務担当副会長 1 名など）
- (3) 事務局 1 名
- (4) 会計 1 名
- (5) 会計監査 2 名
- (6) 組長○名
- (7) 専門部長○名

(8) 民生児童委員 1 名

(役員の選出)

第 7 条 会長、副会長、専門部長は役員推薦委員会において推薦し、総会の承認を得る。

2 民生児童委員は、役員推薦委員会において行政へ推薦する。

3 事務局・会計・会計監査は、会長が適任者を選考し、総会の承認を得て委嘱する。

4 組長及び役員推薦委員は、各組において会員の中から選出する。

(役員の任務分掌)

第 8 条 会長は、本会を代表し、本会の任務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。また、第 16 条に定める専門部長を監督とともに、**町内公民館管理者として〇〇公民館の運営管理及び活動推進の任にあたる。**

3 事務局長は、本会の事務作業全般を統括する。

4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

5 会計監査は、本会の会計監査を行う。

6 組長は、組をまとめ、本会の業務に協力する。

7 専門部長は、本会の業務を分担し、その運営にあたる。

8 顧問は、目的達成のため、本会の任務に参画助言することが出来る。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は 2 年とし、組長・会計監査の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

2 民生児童委員の任期は、民生委員法に基づくものとする。

3 任期中に役員が欠けたときは、第 7 条に定めにより役員を選出するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(相談役)

第 10 条 本会の運営に必要がある場合、会長は役員会の承認を得て、相談役を置くことができる。

(役員手当)

第 11 条 本会の役員には、予算の範囲内で手当を支給する。手当の基準は、別に定める。

第 4 章 会議

(会議の種類)

第 12 条 本会の会議は、総会、役員会、専門部会とする。総会は、本会の最高議決機関であり、定時総会・臨時総会とし、会員世帯をもって構成する。

2 役員会は、会計監査を除く第 6 条の役員をもって構成する。

3 三役会は、会長・副会長・事務局長・会計をもって構成する。専門部会は、各専門部員および関係役員をもって構成する。

(会議の招集)

第 13 条 定時総会は、年 1 回、第 18 条に定める会計年度の終了後 2 月以内に開催する。**開催にあたっては、総会資料等を作成し会員に配布することとする。**

2 臨時総会は、会員の 3 分の 1 以上の請求があったとき、または会長が必要と認めたときに、会長が招集する。

3 役員会は、原則として月 1 回会長が招集する。

4 専門部会は、必要に応じ、各専門部長が招集する。

(議決事項)

第 14 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び会計決算の承認に関すること。
- (2) 事業計画及び会計予算の承認に関すること。
- (3) 資産管理報告の承認に関すること。
- (4) 会費改定の承認に関すること。
- (5) 規約の改正に関すること。
- (6) 役員の選出に関すること。
- (7) その他本会の重要事項に関すること。

2 重要事項の中で急を要するものは、三役会で決議決行し、次の総会で承認を受けるものとする。

(成立要件及び議長並びに議決)

第 15 条 会議は、構成員の 2 分の 1 の出席をもって成立する。会議の議長は、会員の中から選出し、役員会および専門部会は、それぞれ会長および専門部長が議長となる。

2 会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。なお、総会の表決権は会員世帯ごとに 1 票とする。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(専門部)

第 16 条 本会に、次の専門部を置く。役員会は、必要と認めたとき、臨時の専門部を設けることができる。

- (1) 教養・文化部 (地域文化事業等の企画・執行)
- (2) 厚生・保健部 (高齢者見守りネットワーク・いきいきサロン等)
- (3) 体育部 (体育行事の主催および各種体育行事等への参加)
- (4) 児童部 (子ども会および地域伝統文化事業等への参加)
- (5) 環境整備部 (地域の環境保全・資源回収・堀川の管理・街路灯の管理等)
- (6) 防犯安全部 (防災・防犯・交通安全ならびに地域の安全安心活動等)
- (7) 調査広報部 (地域事業に関するアンケート調査・広報紙の発行等)
- (8) 施設管理部 (本会が管理する公民館等の維持管理)
- (9) 青少年育成部 (青少年の育成支援等)

その他、地区によって婦人部（女性部）、老人部（敬老会）、隣組部 等々

（協力組織および委員）

第 17 条 本会は、地域の諸組織および各種関係委員と協力して、第 4 条の目的の実現に努める。

第 5 章 会計

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(収入)

第 19 条 本会の収入は、次の収入により運営する。

- (1) 自治会費
- (2) 寄付金

- (3) 補助金
 - (4) その他報奨金等
- (会費)

第 20 条 本会の会費は、世帯月額〇〇円・賛助会員は年額〇〇〇〇円とする。会費は各組において徴収し、組長がまとめて毎月 25 日までに会計に納入する。なお、会費の納入は、まとめて前納することができる。

2 会員に特別の事情がある場合は、会費を一部減免することができる。

(支出)

第 21 条 支出は、議会で議決された予算にもとづき、第 4 条の目的にそって行う。

2 会員には、別に規定で定める額の慶弔金を支払うことができる。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

(会計および資産帳簿の整備)

第 22 条 本会の収入、支出および資産を明らかにするために、会計および資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならぬ。

(監査及び報告)

第 23 条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第 6 章 入会及び退会

(入会)

第 24 条 本会に入会しようとする者は、組長、または会長に届け出るものとする。自治会の区域に入居した世帯があったときは、組長および役員は、その世帯に本会の趣旨を説明し、入会の案内に努めるものとする。

(退会)

第 25 条 会員の退会は、原則として、第 2 条の要件に該当しなくなったときとする。

第 7 章 規約の改正

(改正)

第 26 条 本会の規約の改正は、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 諸規定

(諸規定)

第 27 条 この規則を実施するにあたって必要がある場合には、役員会が諸規定を別に定めることができる。役員会は、諸規定を制定したときは、次の総会に報告し、了承を得なければならない。

附 則

1 施行日 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(仮称) 自治会の補助金交付モデル 事務局案

(1) 行政が補助金全額の使途を定めず、(仮称) 自治会の自由裁量とする場合

- ①行政は(仮称)自治会に対して補助金を交付する。
- ②(仮称)自治会は、連合会などの組織を結成し、校区単位の地域まちづくり協議会への各自治会負担金(拠出金)=校区単位で行事等を行う「地域予算」を決定する。
※地域まちづくり協議会の設置は、本市の市民協働のまちづくりの必須要件と捉えております。使途は自由裁量とはいえ、地縁団体である(仮称)自治会は協議会設立の責任を持つことを前提としております。

【現行同額案】現行交付額を基本としたモデル

- ・世帯割額 400 円 × 世帯数 + 27,440 円
- ・事務交付金相当 200,000 円 の合計を(仮称)自治会へ交付

【A-1案】均等割額重視モデル

- ・世帯割額 608 円 × 世帯数
- ・均等割額 160,000 円 の合計を(仮称)自治会へ交付

【B-1案】世帯割額重視モデル

- ・世帯割額 731 円 × 世帯数
- ・均等割額 120,000 円 の合計を(仮称)自治会へ交付

(2) 行政が補助金の支出基準を提示し、(仮称)自治会が基準内で運用する場合

- ①行政は(仮称)自治会に対して補助金を交付する。
- ②均等割額を、「事務交付金」として自治会役員(主に会長及び副会長)の役務に対する手当に充当する。決算書に役員ごとの支給額を明記する。
- ③世帯割額を、使途を定めない「地域予算」と位置付け、地域活性化に自由に使っていいただく。
- ④(仮称)自治会は、連合会などの組織を結成し、校区単位・地域まちづくり協議会への各自治会負担金(拠出金)=校区単位で行事等を行う「地域予算」を決定する。

【現行同額案】現行交付額を基本としたモデル

- ・世帯割額 400 円 × 世帯数 + 27,440 円
- ・事務交付金 200,000 円 (一例として会長 12 万円、副会長 8 万円程度)
の合計を(仮称)自治会へ交付

【A-2案】均等割額重視モデル

- ・「地域予算」世帯割額 608 円 × 世帯数
- ・「役員の役務に対する事務交付金」均等割額 160,000 円

【B-2案】世帯割額重視モデル

- ・「地域予算」世帯割額 731 円 × 世帯数
- ・「役員の役務に対する事務交付金」均等割額 120,000 円

(3) 校区単位の地域まちづくり協議会へ活動補助金を交付する場合

【自由裁量】

- ①行政は、補助金総額からあらかじめ地域まちづくり協議会へ交付する額(1校区年額50万円×6校区)を校区の「地域予算」として確保し、残額を(仮称)自治会に対して交付する。

【C-1案】 均等割額重視モデル

- ・世帯割額 458 円 × 世帯数 の合計を（仮称）自治会へ交付
- ・均等割額 160,000 円

【D-1案】 世帯割額重視モデル

- ・世帯割額 582 円 × 世帯数 の合計を（仮称）自治会へ交付
- ・均等割額 120,000 円

（4）校区単位の地域まちづくり協議会へ活動補助金を交付する場合 【支出基準提示】

- ①行政は補助金総額から、あらかじめ地域まちづくり協議会へ交付する額（1校区年額 50万円 × 6校区）を校区の「地域予算」として確保し、残額を（仮称）自治会に対して交付する。

【C-2案】 均等割額重視モデル

- ・世帯割額 458 円 × 世帯数 の合計を（仮称）自治会へ交付
- ・均等割額 160,000 円

【D-2案】 世帯割額重視モデル

- ・世帯割額 582 円 × 世帯数 の合計を（仮称）自治会へ交付
- ・均等割額 120,000 円

案	配分パターン	補助金の使途	校区・協議会への支出	地区への交付総額 (C・D案 協議会 300万円)
現行同額案	—	地区の自由裁量	地区が支出	22,137,800 円
A-1案	均等割額重視	地区の自由裁量	地区が支出	22,137,800 円
B-1案	世帯割額重視	地区の自由裁量	地区が支出	22,137,800 円
現行同額案	—	支出基準あり	地区が支出	22,137,800 円
A-2案	均等割額重視	支出基準あり	地区が支出	22,137,800 円
B-2案	世帯割額重視	支出基準あり	地区が支出	22,137,800 円
C-1案	均等割額重視	地区の自由裁量	行政が支出	19,137,800 円 (△300万円)
D-1案	世帯割額重視	地区の自由裁量	行政が支出	19,137,800 円 (△300万円)
C-2案	均等割額重視	支出基準あり	行政が支出	19,137,800 円 (△300万円)
D-2案	世帯割額重視	支出基準あり	行政が支出	19,137,800 円 (△300万円)

※補助金收支の透明性確保のため、いずれの場合も補助金の振込先は会計責任者に統一することとなります。

●今後の世帯数増加への対応について

- ①（仮称）自治会が個別世帯を単位に活動することが変わることはない（住民からの会費も世帯単位）。
- ②近年の世帯数増加（核家族化、世帯分離などによる）のため、補助金が年々増加傾向にある。しかし、人口単位とすると、活動実態とそぐわず、本市の人口減少傾向に応じて毎年減額、また人口増になったときは増額と、世帯根拠との違いがなくなる。
- ③地域活性化のために、今回、平成21年度額を100パーセントとし、この補助金を総枠と定め、原則として額を上げ下げさせることなく、世帯数の増減に応じ、各地区の配分掛率を変えていく計画としております。

※世帯単価の端数切捨てなど、計算方法により年度ごとの多少の増減は発生します。

【参考】平成21年度

「中間市行政区の設置及び事務交付金等の取り扱いに関する要綱」より

(町内会長事務交付金)

第7条 町内会長事務交付金は、次の各号に掲げる役務の提供に対して交付する。

- (1) 各種回覧の配布に関すること。
- (2) 交通共済に関すること。
- (3) 地区衛生に関すること。
- (4) 各種募金に関すること。
- (5) 各種調査の協力に関すること。
- (6) 道路工事等の承認に関すること。

「中間市町内公民館長事務交付金等の取り扱いに関する要綱」より

(事務交付金)

第4条 町内公民館事務交付金（以下「事務交付金」という。）は、次の各号に掲げる役務の提供に対して交付する。

- (1) 公民館大会の開催
- (2) 公民館役員研修会の実施
- (3) 主催事業の企画及び実施
- (4) 各種大会、研修会への参加
- (5) 公民館相互の連絡調整及び情報交換
- (6) 公民館に関する調査及び資料の収集
- (7) 町内公民館における活性化事業の実施

(仮称)自治会の補助金交付モデル[一部地区抜すい]

(単位:円)

世帯数	現行 (平成21年度実績)		A案 (均等割重視)		B案 (世帯割重視)		C案 (均等割重視△300万円)		D案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額
80	町内会育成費 (400円)	32,000	世帯割 (608円)	48,640	世帯割 (731円)	58,480	世帯割 (458円)	36,640	世帯割 (582円)	46,560
	町内会長事務交付金	50,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長事務交付金	118,400								
	公民館行事補助金	28,000								
	計	228,400		208,640		178,480		196,640		166,560

世帯数	現行 (平成21年度実績)		A案 (均等割重視)		B案 (世帯割重視)		C案 (均等割重視△300万円)		D案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額
112	町内会育成費 (400円)	44,800	世帯割 (608円)	68,096	世帯割 (731円)	81,872	世帯割 (458円)	51,296	世帯割 (582円)	65,184
	町内会長事務交付金	60,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長事務交付金	118,400								
	公民館行事補助金	28,000								
	計	251,200		228,096		201,872		211,296		185,184

世帯数	現行 (平成21年度実績)		A案 (均等割重視)		B案 (世帯割重視)		C案 (均等割重視△300万円)		D案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額
224	町内会育成費 (400円)	89,600	世帯割 (608円)	136,192	世帯割 (731円)	163,744	世帯割 (458円)	102,592	世帯割 (582円)	130,368
	町内会長事務交付金	70,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長事務交付金	118,400								
	公民館行事補助金	28,000								
	計	306,000		296,192		283,744		262,592		250,368

(仮称)自治会の補助金交付モデル[一部地区抜き]

(単位:円)

世帯数	現行 (平成21年度実績)		A案 (均等割重視)		B案 (世帯割重視)		C案 (均等割重視△300万円)		D案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額
340	町内会育成費 (400円)	136,000	世帯割 (608円)	206,720	世帯割 (731円)	248,540	世帯割 (458円)	155,720	世帯割 (582円)	197,880
	町内会長事務交付金	80,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長事務交付金	118,400								
	公民館行事補助金	28,000								
	計	362,400		366,720		368,540		315,720		317,880

世帯数	現行 (平成21年度実績)		A案 (均等割重視)		B案 (世帯割重視)		C案 (均等割重視△300万円)		D案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額
411	町内会育成費 (400円)	164,400	世帯割 (608円)	249,888	世帯割 (731円)	300,441	世帯割 (458円)	188,238	世帯割 (582円)	239,202
	町内会長事務交付金	90,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長事務交付金	118,400								
	公民館行事補助金	28,000								
	計	400,800		409,888		420,441		348,238		359,202

世帯数	現行 (平成21年度実績)		A案 (均等割重視)		B案 (世帯割重視)		C案 (均等割重視△300万円)		D案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額
599	町内会育成費 (400円)	239,600	世帯割 (608円)	364,192	世帯割 (731円)	437,869	世帯割 (458円)	274,342	世帯割 (582円)	348,618
	町内会長事務交付金	100,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長事務交付金	118,400								
	公民館行事補助金	28,000								
	計	486,000		524,192		557,869		434,342		468,618

(仮称)自治会の補助金交付モデル[一部地区抜すい]

(単位:円)

世帯数	現行 (平成21年度実績)		A案 (均等割重視)		B案 (世帯割重視)		C案 (均等割重視△300万円)		D案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額
700	町内会育成費 (400円)	280,000	世帯割 (608円)	425,600	世帯割 (731円)	511,700	世帯割 (458円)	320,600	世帯割 (582円)	407,400
	町内会長事務交付金	100,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長事務交付金	118,400								
	公民館行事補助金	28,000								
	計	526,400		585,600		631,700		480,600		527,400

【参考】2地区一体運用した場合に世帯数が大規模なケース

世帯数	現行 (平成21年度実績)		A案 (均等割重視)		B案 (世帯割重視)		C案 (均等割重視△300万円)		D案 (世帯割重視△300万円)	
	補助金名	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額	補助金区分	金額
937	町内会育成費 (400円)	374,800	世帯割 (608円)	569,696	世帯割 (731円)	684,947	世帯割 (458円)	429,146	世帯割 (582円)	545,334
	町内会長事務交付金(2地区計)	180,000	均等割	160,000	均等割	120,000	均等割	160,000	均等割	120,000
	公民館長事務交付金	118,400								
	公民館行事補助金	28,000								
	計	701,200		729,696		804,947		589,146		665,334

平成21年補助金交付一覧

町内会育成費	8,010,000
町内会長事務交付金	4,780,000
公民館長事務交付金	7,340,800
行事補助金	1,736,000
市公連補助金※	271,000
総 計	22,137,800

※交付モデル案では各地区に均等に配分しています。